

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北谷町は、国民年金に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

沖縄県北谷町長

公表日

令和8年2月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>北谷町は、国民年金法及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1. 適用業務 国民年金法に基づき、国民年金被保険者（第1号被保険者のみ）資格の取得・喪失、付加保険料納付申出・辞退及び氏名・住所等の変更の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。</p> <p>2. 免除業務 (1)国民年金法に基づき、国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例申請の受付を行い、日本年金機構に報告する。また、審査に必要な情報を日本年金機構に報告する。 (2)国民年金法に基づき、国民年金保険料の免除勧奨及び継続免除審査に必要な情報を日本年金機構に提供する。</p> <p>3. 給付業務 (1)国民年金法に基づき、年金である給付及び一時金の支給の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。 (2)国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給に必要な情報を日本年金機構に報告する。 (3)年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、年金生活者支援給付金の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。また、支給に必要な情報を日本年金機構に報告する。</p>
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項 別表46の項、128の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第24条の2、第68条の2</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施しない]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部 住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 北谷町役場 総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 北谷町役場 住民福祉部 住民課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月7日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月7日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、確認を行っている。
9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む書類等は施錠可能な場所で保管している。 ・特定個人情報の事務取扱がある職員に対して、eラーニング等の研修を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②	北谷町は、国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。【国民年金市町村事務処理基準のうち】①被保険者に関する事項 1 届書の受理 2 資格取得の届出 3 種別変更の届出 4 任意加入被保険者の資格取得の届出 5 資格喪失の届出 6 死亡の届出 7 任意脱退の届出 8 資格喪失の届出 9 氏名変更の届出 10 住所変更の届出 11 住所変更報告書 12 手帳の再交付の申請 13 日本国内に住所を有しない被保険者の届出 14 届書の送付又は報告 15 届書の再提出 ②給付に関する事項 1 給付に関する請求書・届書又は申請書の受理及び裁定請求書の受付 2 現況届又は所得状況届の受付 3 障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿又は年金生活者支援給付金連名簿の受付 4 1～3の請求書等の送付 ③保険料に関する事務 1 届書の受理 2 付加年金保険料納付の届出 3 付加保険料納付の届出 4 付加保険料納付非該当の届出 5 付加保険料納付届出 6 保険料の免除に関する届出 7 保険料免除及び若年者納付猶予の申請 8 保険料学生納付特例の申請 9 保険料免除及び若年者納付猶予の取消申請 10 納付特例不該当の届出 11 届書の送付及び再提出 また、この事務処理基準に定められたもの以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。	北谷町は、国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。【国民年金市町村事務処理基準のうち】①被保険者に関する事項 1 届書の受理 2 資格取得の届出 3 種別変更の届出 4 任意加入被保険者の資格取得の届出 5 資格喪失の届出 6 死亡の届出 7 任意脱退の届出 8 資格喪失の届出 9 氏名変更の届出 10 住所変更の届出 11 住所変更報告書 12 手帳の再交付の申請 13 日本国内に住所を有しない被保険者の届出 14 届書の送付又は報告 15 届書の再提出 ②給付に関する事項 1 給付に関する請求書・届書又は申請書の受理及び裁定請求書の受付 2 現況届又は所得状況届の受付 3 障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿又は年金生活者支援給付金連名簿の受付 4 1～3の請求書等の送付 ③保険料に関する事務 1 届書の受理 2 付加年金保険料納付の届出 3 付加保険料納付の届出 4 付加保険料納付非該当の届出 5 付加保険料納付届出 6 保険料の免除に関する届出 7 保険料免除及び若年者納付猶予の申請 8 保険料学生納付特例の申請 9 保険料免除及び若年者納付猶予の取消申請 10 納付特例不該当の届出 11 届書の送付及び再提出 また、この事務処理基準に定められたもの以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。	事後	
平成29年7月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	北谷町は、国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	北谷町は、国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	
平成29年7月18日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報	未定	実施しない	事後	
平成29年7月18日	II ときい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月9日 時点	平成29年6月7日 時点	事後	直近の数値を反映
平成29年7月18日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月9日 時点	平成29年6月7日 時点	事後	直近の数値を反映
令和1年6月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	住民課長 仲地 桃子	住民課長	事後	
令和1年6月17日	II ときい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月7日 時点	平成31年4月26日 時点	事後	
令和1年6月17日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月7日 時点	平成31年4月26日 時点	事後	
令和1年6月17日	IV リスク対策 1.		[基礎項目評価書]	事後	
令和1年6月17日	IV リスク対策 2.	—	[十分である。]	事後	
令和1年6月17日	IV リスク対策 3.	—	[十分である。]、[十分である。]	事後	
令和1年6月17日	IV リスク対策 4.	—	委託しない	事後	
令和1年6月17日	IV リスク対策 5.	—	提供・移転しない	事後	
令和1年6月17日	IV リスク対策 6.	—	接続しない(入手)、[提供]十分である。	事後	
令和1年6月17日	IV リスク対策 7.	—	[十分である。]	事後	
令和1年6月17日	IV リスク対策 8.	—	[O]自己点検、[O]内部監査	事後	
令和1年6月17日	IV リスク対策 9.	—	[十分に行っている。]	事後	
令和1年11月27日	IV リスク対策 4.	委託しない	[十分である]	事後	
令和3年8月25日	II ときい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月26日 時点	令和3年6月15日 時点	事後	
令和3年8月25日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月26日 時点	令和3年6月15日 時点	事後	
令和5年8月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務② 事務の概要	北谷町は、国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。【国民年金市町村事務処理基準のうち】①被保険者に関する事項 1 届書の受理 2 資格取得の届出 3 種別変更の届出 4 任意加入被保険者の資格取得の届出 5 資格喪失の届出 6 死亡の届出 7 任意脱退の届出 8 資格喪失の届出 9 氏名変更の届出 10 住所変更の届出 11 住所変更報告書 12 手帳の再交付の申請 13 日本国内に住所を有しない被保険者の届出 14 届書の送付又は報告 15 届書の再提出 ②給付に関する事項 1 給付に関する請求書・届書又は申請書の受理及び裁定請求書の受付 2 現況届又は所得状況届の受付 3 障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿又は年金生活者支援給付金連名簿の受付 4 1～3の請求書等の送付 ③保険料に関する事務 1 届書の受理 2 付加年金保険料納付の届出 3 付加保険料納付の届出 4 付加保険料納付非該当の届出 5 付加保険料納付届出 6 保険料の免除に関する届出 7 保険料免除及び若年者納付猶予の申請 8 保険料学生納付特例の申請 9 保険料免除及び若年者納付猶予の取消申請 10 納付特例不該当の届出 11 届書の送付及び再提出 また、この事務処理基準に定められたもの以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。	北谷町は、国民年金法及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 1. 適用業務 国民年金法に基づき、国民年金被保険者(第1号被保険者のみ)資格の取得・喪失、付加保険料納付届出・辞退及び氏名・住所等の変更の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。 2. 免除業務 (1)国民年金法に基づき、国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例申請の受付を行い、日本年金機構に報告する。また、審査に必要な情報を日本年金機構に報告する。 (2)国民年金法に基づき、国民年金保険料の免除除額及び継続免除審査に必要な情報を日本年金機構に提供する。 3. 給付業務 (1)国民年金法に基づき、年金である給付及び一時金の支給の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。 (2)国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給に必要な情報を日本年金機構に報告する。 (3)年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、年金生活者支援給付金の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。また、支給に必要な情報を日本年金機構に報告する。	事後	
令和5年8月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項 別表第一の31、95の項「国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの」	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一の31、95の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2、第68条の2	事後	
令和5年8月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地	沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号	事後	
令和5年8月24日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地	沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号	事後	
令和5年8月24日	II ときい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月15日 時点	令和5年8月24日 時点	事後	
令和5年8月24日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月15日 時点	令和5年8月24日 時点	事後	
令和5年8月24日	IV リスク対策 4.	[十分である]	委託しない	事後	
令和5年8月24日	IV リスク対策 6.	接続しない(入手)、[提供]十分である。	接続しない(入手)、接続しない(提供)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一の31、95の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表46の項、128の項	事後	
令和8年1月7日	IVリスク対策 5.	提供・移転しない	十分である		
令和8年1月7日	IVリスク対策 8.	—	十分である		
令和8年1月7日	IVリスク対策 8. 判断の根拠	—	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、確認を行っている。		
令和8年1月7日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策		
令和8年1月7日	IVリスク対策 11. 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である		
令和8年1月7日	IVリスク対策 11. 判断の根拠	—	・特定個人情報を含む書類等は施錠可能な場所で保管している。 ・特定個人情報の事務取扱がある職員に対して、eラーニング等の研修を実施している。		
令和8年1月7日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年8月24日 時点	令和8年1月7日 時点		
令和8年1月7日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年8月24日 時点	令和8年1月7日 時点		